

この心得は、福富中学校の生徒が安心・安全で気持ちのよい学校生活を送り、社会で求められる人として成長するための行動のあり方を整理したものです。内容を理解し、進んで取り組むことで、福富中学校の生徒として、誇りをもって生活できるようにしましょう。

1 気持ちよく過ごすために

- (1) 大きな声で気持ちよくあいさつをする。
「おはようございます。」「こんにちは。」「さようなら。」
先生や他の人から言われてするのではなく、自分から言えるようになる。
- (2) 言葉づかいに気を付け、どんなところに出ても困らないような話し方を身に付ける。
かげ口や人を傷付ける言葉は言わない。
- (3) 室内では静かにすごし、窓や机に腰をかけない。
- (4) 校内シューズと体育館シューズと運動靴の区別をはっきりさせる。
(※ 体育館の中は、体育館シューズ。)
- (5) 靴のかかとを踏んで履かない。
- (6) 他学年の教室へは入らない。用のない特別教室（理科室など）に入らない。
- (7) 職員室への入・退室は、あいさつをする。
(入室するとき＝ノックをし、「失礼します。」 退出するとき＝「失礼しました。」)
- (8) 時間を守って行動する。学校生活はすべて「ノーチャイム」。

2 登校・下校について

- (1) 自転車通学に当たっては、道路交通法に定められたルールを守り安全に登下校する。
特に、左側を一列通行。
- (2) 自転車に乗るときは、必ず学校指定のヘルメットを着用する。
- (3) 校門付近（校内）では自転車に乗らない。
- (4) 雨天時は雨合羽（白白・クリーム色）を着用する。その場合は体操服を着たり、長靴を履いたりしてもよい。
- (5) 冬季の服装で自転車通学をするときは、学校指定のウインドブレーカーを着用する。
- (6) 自転車購入に当たっては、頑丈で安全なもので、後ろの荷台があるものを選ぶ。
- (7) 駆動補助付自転車（電動アシスト自転車）を使用してもよい。
- (8) ハンドルは標準のものとし、身体の成長に合わせて安全なものを使用する。
- (9) サドルの高さは、またいで両足が地面につく高さにする。
- (10) ブレーキ、ベル、反射鏡、ライトはいつも完全に整備しておく。
- (11) 自転車は、学校が指定した場所に個人ごとに駐輪する。
- (12) 防寒着は教室へ持って上がる。
- (13) 歩道で、歩行者とすれ違う時や追い越す時は、自転車から降りる。
- (14) 通学路に関して、「しゃくなげ大橋」は通らない。
- (15) 自転車保険に加入する。（令和5年4月1日から義務化）

3 物品の取扱いについて

- (1) 学校生活（部活動なども含む）に必要なもの以外持ってこない。
(例 マンガ・トランプ・雑誌・CD・菓子・ガム・携帯電話及びスマートフォン・私服など)
- (2) 原則として学校に必要なお金は持ってこない。（事情があって持ってきたときは、登校後、すぐに職員室の先生に預ける。）
- (3) 学校の用具を使うときや返すとき、こわれたときなどは、必ず先生に届ける。
- (4) 学校の用具をふざけていて壊したり、ガラスを割ったりしたときは、個人負担になる。
- (5) 学校で決められたスポーツバッグやかばん以外の袋や入れ物は持ってこない。
- (6) 持ち物には、きちんと記名をする。

4 学習について

- (1) 学校生活は授業が基本であり、積極的に取り組む。
- (2) ノートを書くなど、やるべきことは必ずやりきる。
- (3) 提出物（宿題など）は、期限までに必ず提出する。
- (4) 授業開始の時刻までに、授業の準備をして席につく。
- (5) 授業の始めと終わりには大きな声であいさつをする。
 - 始め→「これから瞑目をします。やめてください。起立。これから〇〇の授業を始めます。
・(返事) お願いします(復唱)。(礼) 着席。」
 - 終わり→「起立。これで〇〇の授業を終わります。・(返事) ありがとうございました。
(復唱)。(礼)」教員の指示によって解散。
- (6) 各教科の連絡係は、授業のあと、又は、休憩時間に必ず次の授業のことを聞き、給食までに連絡黒板に書いておく。
- (7) 連絡黒板に書かれたことは、毎日の生活記録（生活ノート）に書き、次の日に忘れ物をしないようにする。
- (8) 学期に2回、定期テスト（中間テスト・期末テスト）がある。日頃のがんばりが大きな力となるので、課題は期限を守り、提出する。その他、教科により実技テストや単元テスト（小テスト）もある。

5 保健室利用について

- (1) 調子が悪くて、保健室を利用するときは、休む授業担当の先生に伝えておく。
- (2) 緊急なケガなどは、直接保健室に行くか、職員室に連絡する。
- (3) 原則として、1時間程度休んでも体調が戻らない場合は、先生から保護者の方に連絡をする。

6 給食について

- (1) 給食衣、帽子、マスクを着用し、給食の準備を行う。給食準備は、1週間ごとに交代する。挨拶をして食べ始める。
- (2) 給食衣は白色の袖つき、白色の帽子とする。
- (3) 給食は、なるべく残さないようにする。
- (4) 給食は「無言給食」でしっかりと味わう。
- (5) 給食終了後は、人との間隔をとって歯磨きをする。歯ブラシ・歯磨き剤は各自で持参する。
- (6) 牛乳パック、ストロー、ヨーグルトなどのからの後片付けは、ビニール袋にまとめて入れ、所定の場所に捨てる。

7 掃除について

- (1) 掃除の始まる前には、決められた掃除場所に集合しておく。
- (2) 掃除は集中し、「無言清掃」で、日頃使っている場所を隅々まできれいに掃除する。
- (3) 決められた場所の掃除には責任をもって取り組む。掃除が終わるときは、その掃除場所の担当の先生の指示に従う。

8 欠席・遅刻・早退などについて

- (1) 学校を欠席・遅刻・早退するときは、必ず家の人に学校に連絡してもらう。(Tel435-2341 またはポータルサイト)
 - ※ 8時00分から教職員の朝会が始まるため、8時00分までに連絡をする。
(電話の場合は、7時30分以降)
- (2) 遅刻して登校した場合は、まず職員室に行き登校したことを報告する。
- (3) 早退する場合は、担任か授業担当の先生に伝えて退室し、職員室に行き、報告してから下校する。
- (4) 原則、登校したら、校外には出ない。特別な理由がある時は、職員室に連絡して許可を得る。

9 服装・身だしなみについて

- (1) 校内外の学習活動（体育・技術や作業以外）及び登下校時（休業日を含む）は、学校が定める基準服（制服）を正しく着用する。ただし、部活動終了後の下校は部活動指定の服装でもよい。
- ① 基準服
 - ア 冬服 指定の基準服。
 - イ 夏服 指定の半袖シャツ・ブラウス。
 - ウ 服装の移行期間は、6・10月を目安とする。
 - エ 学校指定であれば、男女を問わずスラックス、スカートのいずれかを選ぶことができる。
 - ② シャツ
 - ア 夏季は学校指定の半袖シャツ・ブラウス。冬季は、白カッターシャツ・ブラウス（ボタンダウン等は禁止）を着用し、シャツ出しはしない。
 - イ シャツ・ブラウスの下には、必ず肌着を着用する。透けて見えないものを基本とし、柄物や濃い色の肌着は避ける。
 - ③ スラックス・スカート・ネクタイ
 - ア スラックス
 - 指定のスラックスを着用する。
 - ベルト（黒・紺・茶の華美でないもの）を必ず着用する。腰パン（スラックスをずらした着こなし）や裾擦り（床に裾がつき破れる）、変形等はしない。
 - イ スカート
 - 指定のスカートを着用する。スカート丈は、起立した状態で膝（ひざ）が隠れる程度の長さとする。
 - ウ ネクタイ
 - 学校指定のネクタイを着用する。ネクタイの前と後ろは同じ長さにする。
 - ④ 靴下
 - 白色の標準的なものを使用する。靴下を折って履かない。
 - 靴下の長さは、くるぶしが隠れる長さ（ワンポイント・足裏の色付き可）。
 - ⑤ 通学靴
 - 白い無地運動靴を使用する。
 - ⑥ 校内シューズ
 - 学校指定のものを使用する。
 - ⑦ 体育館シューズ
 - 学校指定のものを使用する。シューズ袋に入れて保管する。
 - ⑧ 名札
 - 学校指定の名札を着用する。
 - ⑨ セーター
 - 冬季には、黒・紺・灰・茶の無地のVネックセーターまたはベストを着用してもよい。（原則として上着の裾・袖から出さない。）
 - ⑩ ウインドブレーカー・ネックウォーマー
 - 寒い時期は、学校指定のウインドブレーカーを着用する。原則、室内では着用しない。
 - ⑪ 手袋・マフラー等
 - 黒・紺・灰・茶・白色を基調とする。手袋は、派手なものにならないようにする。マフラーはウインドブレーカーの外に出さない。また、顔が見えるように、短く巻く。
- (2) 頭髪については、学習や運動、生活の妨げにならないようにする。
- ① 男子
 - 短髪を基本とし、目や耳や襟にかからない髪の長さにする。左右差や段差のある髪型、一部分のみを伸ばすことはしない。
 - ② 女子
 - 前髪は目にかからない長さにする。顔にかかる髪は耳にかけるか、ピンでとめる。後ろ髪は制服の襟が隠れるまで伸びた場合、耳の高さで1または2箇所、黒、紺、茶色のゴムで束ねる。ピンは必要最小限とし、リボンは使用しない。
 - ③ 染色・脱色・パーマ・着色はせず、整髪料も使用しない。

10 その他

- (1) 以上のことについて、学校生活に支障をきたす場合は、事前に申し出て学校長の承認を得ることにより、特別に許可をする場合がある。
- (2) その他分からないことは、自分で勝手に判断せず、先生に相談する。

【校則見直しの経緯】

校則は、よりよい社会の形成者としての自覚と行動力を身に付けていくための大切なきまりです。そこで、現代社会における様々な社会環境の変化や、価値観等の多様化に対応するため、令和4年度に校則の見直しを図りました。この機会に、生徒と教職員がともに考え、見直しを図ったことで、あらためて校則の大切さを知り、生徒自ら校則を守り、自分を成長させる機会と捉えてもらいたいと考えています。

【校則見直しにおける基本の4つの視点】

- A 生活をする上での安全を確保する点
- B 学習や運動の妨げにならないことに留意する点
- C 家庭への負担など経済的な面で留意する点
- D 制服をオフィシャルなものと考えた時に、地域社会のマナーなどを考慮する点（あまりに華美でないもの等）